

豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業にかかる 公募型プロポーザル募集要項

1. 実施目的

人権平和センター（豊中及び蛍池）では、基本的人権尊重の精神に基づき、差別や偏見のない人権尊重に根差したまちづくりをすすめるため、人権などにかかわる相談や、多様化・複合化する人権課題にかかる啓発について、知識やノウハウを有し、事業実績のある民間事業者により事業を委託することで、市民サービスの向上と、効果的・効率的な事業運営をめざすものであり、仕様書に掲げる事業をより適正に履行ができる事業者を選定するため、企画提案募集を行うもの。

2. 募集対象業務

- (1) 業務名
豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業業務
- (2) 業務内容
豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業業務仕様書のとおり
- (3) 履行場所
豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間
豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業業務仕様書のとおり
- (5) 提案上限額（年額：委託料の上限額、消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度（2025年度）	22,530千円
令和8年度（2026年度）	22,530千円
令和9年度（2027年度）	22,530千円
令和10年度（2028年度）	22,530千円
令和11年度（2029年度）	22,530千円

※令和8年度（2026年度）以降については、予算の議決が前提となる。

3. 参加資格

本件に参加できる者は、参加表明書等の提出時点において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。なお、本参加表明書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 豊中市指名競争入札参加資格を有すること（応募書類の提出期日において資格を有しない者は契約締結時までに資格を取得すること）。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札指名停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで。国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
- (4) 公租公課を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に

該当しないこと。

※提案書類（役員名簿等）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- (6) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで。国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (9) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によらないこととされる更生事件に係るものを含む。）。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第127号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (14) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (15) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4. 日程の概要

日程は応募状況等に応じて変更となる場合があります。

①	募集要項等の公表 (市ホームページ)	令和6年(2024年)12月27日(金)
②	参加表明書等提出期限 (様式：第3号、第3-1号、第3-2号) (持参又は郵送・宅配便) (※1)	令和7年(2025年)1月27日(月) 17時まで【必着】
③	履行場所見学希望申込期限〈希望事業者のみ〉 (電子メール) (※2)	1月27日(月)17時まで【必着】
④	公募説明会 (人権平和センター豊中 2階) (※3)	1月29日(水)10時～11時
⑤	履行場所見学〈希望事業者のみ〉	1月29日(水) 人権平和センター豊中 人権平和センター螢池 (※4) ※公募説明会終了後に行います。
⑥	質問受付期限 (電子メール) (※5)	1月31日(金)17時まで【必着】
⑦	質問への回答 (市ホームページ)	2月4日(火)市ホームページに掲載
⑧	企画提案書等の提出期限 (様式：第4号～第10号) (持参又は郵送・宅配便) (※1)	2月12日(水)17時まで【必着】
⑨	第1次審査(書類審査) (※6)	2月中旬
⑩	第2次審査(プレゼンテーション/質疑応答) (※7)	2月26日(水)14時【予定】
⑪	審査結果の通知予定日	3月上旬
⑫	選定結果公表予定日 (市ホームページ)	3月上旬
⑬	委託契約の締結	3月中旬予定

※1 詳細は「5. 応募方法」をご確認ください。

※2 見学時間は、20分程度を予定しています。

見学を希望される場合は、履行場所見学希望確認書(様式第1号)に入力の上、
1月27日(月)17時まで(必着)に電子メールで人権平和センター豊中
(E-mail: toyojinken@city.toyonaka.osaka.jp)まで送付してください。
詳細の日時は、1月28日(火)に電子メールで通知します。

※3 住所：豊中市岡町北3-13-7(阪急宝塚線「岡町」駅下車 西へ約600m)

電話：06-6841-1313

応募する事業者は、公募説明会に参加してください。説明会の参加に申込みは不要です。
説明会に参加できない場合でも応募は可能ですが、募集要項等についての再度の説明はいたしません。

- ※4 人権平和センター螢池
住所：豊中市螢池北町2-3-1（阪急宝塚線「螢池」駅下車 北西へ約600m）
電話：06-6841-5326
各履行場所への移動は各事業者負担でお願いします。
- ※5 質問は質問票（様式第2号）に入力し、件名を「相談及び人権・平和啓発事業プロポーザル質問」にして電子メールで人権平和センター豊中まで送付してください。
（E-mail：toyojinken@city.toyonaka.osaka.jp）個別には回答しません。
- ※6 4者以上の応募があった場合のみ実施します。
- ※7 当日の時間、場所等は、第1次審査を実施した場合は終了後に書類審査の可否とともに通知します。第1次審査を実施しない場合は、別途通知します。
- ※8 ⑩以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。

5. 応募方法

（1）提出書類（No③～⑩は必須）

No.	提出書類	留意事項	様式
①	履行場所見学希望確認書	希望がある場合のみ。見学時間は20分程度。詳細は「4. 日程の概要」の（※2）をご覧ください。	第1号
②	質問票	質問がある場合のみ。詳細は「4. 日程の概要」の（※5）をご覧ください。	第2号
③	A 参加表明書 B 共同事業体結成届 C 委任状	・ 正本1部に提案者の代表者印を押印。副本は複写可 ・ 共同事業体にて応募する場合は代表構成員を記入し様式第3-1及び第3-2を提出すること。	第3号 第3-1号 第3-2号
④	事業所の概要	・ 経営理念、運営方針を記載すること。 ・ 別途資料（A4判縦）で代替することも可。	第4号
⑤	業務経歴書	・ 業務経歴書については、これまで同様の分野の業務を請け負った実績について記載すること。 ・ 別途資料（A4判縦）で代替することも可。	第5号
⑥	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。 ・ 統括責任者及び担当者は提案者の団体に属すること。 ・ 役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・ 主な勤務地は都道府県を記入すること。 ・ 業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入すること。 ・ 本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。	第6号
⑦	企画提案書	・ 根拠資料や別途資料（A4判縦）で代替することも可。 ただし、項目の内容については記載すること。 ・ 可能な限り具体的に記載すること。	第7号
⑧	統括責任者及び担当者の業務実績調書	専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。	第8号
⑨	入札参加停止措置等状況調書	公募開始日から過去3年以内の処分歴を必ず記載すること。	第9号

⑩	見積書	年度ごとに人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。	第10号
⑪	参加辞退届	詳細は「5. 応募方法」の（7）をご覧ください。	第11号

※ 共同事業体での参加の場合、様式第4号「事業所の概要」、様式第5号「業務経歴書」、様式第6号「業務実施体制調査書」、様式第8号「統括責任者及び担当者の業務実績調査書」において共同事業体での参加、各団体の役割が明確に把握できるようにしてください。

（2）提出形式

①参加表明書等について（（1）の提出書類のうちNo③）

- ・ 正本1部、副本9部

正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。

- ・ 提出書類No③のデータを電子メールでも提出してください。

②企画提案書等について（（1）の提出書類のうちNo④～⑩）

- ・ 正本1部、副本9部

印鑑が必要な書類については、正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。

- ・ 所定様式以外の書類の規格はA4判（縦）とします。
- ・ 企画提案書等の提出に際しては、（1）の提出書類のNo④～⑩の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付けてください。
- ・ 提出書類No④～⑩のデータを電子記録媒体（CD-ROM等）1枚若しくは電子メールで提出ください。

（3）提出期限

①参加表明書等について

令和7年（2025年）1月27日（月）17時まで（必着）

- ・ 電子メールの提出も17時まで。
- ・ 提出期限内に提出がない場合は、本案件の参加自体を無効とします。

②企画提案書等について

令和7年（2025年）2月12日（水）17時まで（必着）

- ・ 電子記録媒体若しくは電子メールの提出も17時まで。
- ・ 提出書類等の分割提出は認めません。
- ・ 提出書類等の不足又は提出期限内に提出がない場合は、本案件の参加自体を無効とします。
- ・ 提出書類等の受付後、追加及び修正は認めません。
- ・ 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。

（4）提出方法

- ・ （5）の提出先へ持参（月～金 9時～17時 但し祝日及び12/28～1/3は除く）、郵送、宅配便のいずれかとします。
- ・ 郵送、宅配便により提出する場合は、「10. 問い合わせ先」に提出書類の到着について電話等で確認してください。

(5) 提出先

※市役所本庁舎では受付できませんので、ご注意ください。また、提出先建物東側に来館者用駐車場があります。

豊中市立人権平和センター豊中 2階事務所

住所：豊中市岡町北3-13-7（阪急宝塚線「岡町」駅下車 北西へ約600m）

電話：06-6841-1313

※電子メールでの提出先は、人権平和センター豊中

(E-mail : toyojinken@city.toyonaka.osaka.jp) まで送付してください。

(6) 提出書類の取り扱い

- ・提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案事業者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみに利用し、他の目的には使用しません。また、提出書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ・提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

(7) 参加の取り下げ

参加表明書等の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに人権平和センター豊中（電話：06-6841-1313）まで電話連絡するとともに、参加辞退届（様式第11号）を1部人権平和センター豊中まで持参又は郵送してください。

6. 選 定

(1) 審査方法

有識者で構成する「選定評価委員会」（以下「委員会」という。）が行います。審査にあたっては、審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、優先交渉権者及び第二交渉権者を選定します。なお、委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

委員評価項目

区分	評 価 項 目	評 価 内 容		配点
企画 提案	事業の質 (様式第7号関連)	①	・市民が相談しやすい環境が整備され、有効な窓口周知方法となっているか。 ・相談内容に応じて関係機関への取次ぎや支援に繋がる関わり方を含め相談に適切に対応できるか。	10点
		②	・現代的な人権課題の視点が含まれた提案となっているか。 ・測定可能な目標数値が設定され現実性があるか。	10点
		③	・市民が利用したいと思える地域交流業務の企画提案となっているか。 ・ボランティア等の社会資源を有効に活用しているか。	10点
		④	・事業者の発想力やノウハウなどが活かされた提案となっているか。 ・独自提案が本事業にとって有効な取組みが提案され実現性	10点

			が高いものか。	
	実施体制 (様式第6・7号関連)	⑤	事業を適切かつ安全に実施するにあたっての人員数、責任者の配置など従事員の役割分担、緊急時のバックアップ体制	10点
		⑥	安定して確実に事業を遂行するため、能力・資格・経験等を有する従事員の十分な確保	10点
	人材の育成 (様式第7号関連)	⑦	組織的に人材育成に取り組む姿勢	10点
	リスクマネジメント (様式第7号関連)	⑧	個人情報漏洩防止策及び個人情報漏洩事故への対応	5点
		⑨	苦情対応、事故及び災害等の緊急事態発生時などの危機管理体制	5点
その他	プレゼンテーション	⑩	提案内容について、わかりやすくプレゼンテーションができています。業務の取り組みに意欲的	5点

固定評価項目

区分	評価内容	配点
業務実績 (様式第5号関連)	○類似事業の実績（過去5年）	5点
見積金額 (様式第10号関連)	○見積金額の妥当性 提案金額が委託料の上限額の75%以下であれば、10点、75%を超え100%までの間は金額により変動、100%であれば0点	10点
過去の処分歴等 (様式第9号関連)	○処分歴なし：0点、処分が明けて2年以上3年未満：-3点、処分が明けて1年以上2年未満：-5点、処分が明けて半年以上1年未満：-8点、処分が明けて半年未満：-10点	0点～ -10点

①第1次審査（書類審査）

- ・応募が4者以上あった場合のみ実施し、第2次審査の対象を3者に絞ります。
- ・結果はすべての応募した事業者には、第2次審査（プレゼンテーション）の対象者（以下、提案事業者という）には、その旨通知します。
- ・なお、第1次審査の結果は第2次審査に反映されません。

②第2次審査（プレゼンテーション）

- ・提案書類に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案事業者を優先交渉権者としします。
- ・委員評価項目のうち、評価内容①～⑩の1項目（④⑩は除く）でも配点の50%未満の点数がついた場合は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。
- ・見積金額が提案上限額を超える場合は、失格とします。
- ・合計点が同じ場合は、委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定します。

■日 時：令和7年（2025年）2月26日（水）14時～【予定】

■内 容：提案書類に基づき、提案事業者からの説明、選定評価委員からの質疑を非公開で行います。

■発表時間：1 提案事業者あたり概ね30分以内とします。

＊提案事業者からの説明（準備も含め20分以内）＋質疑応答（10分以内）

■留意事項：パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて、提案事業者で用意すること。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

当日の出席者は、すべて提案事業者が雇用している者とし、3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）で、提案内容の質疑に応答でき、本業務を担当する者となります。

（2）審査結果の通知

結果は3月上旬を目途にメールと郵送にて通知します。また、評価内容および選定結果に対する問い合わせには、応じません。なお、提案事業者からの審査結果に関する情報の開示については、提案事業者の自己情報についてのみ対象となります。

（3）審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※ 応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしません。応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しません。

7. 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・契約締結日までの間に、3で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき。
- ・提出期限までに指定した提出先に提案書類の提出がないとき。
- ・第2次審査（プレゼンテーション）に欠席したとき。
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・他の提案事業者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- ・選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ・本公募案件に関して選定評価委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し、または接触を求めたとき。
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ・審査の公平性を害する行為があったとき。

- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定評価委員会が失格と認めたとき。

8. 契約について

- ・優先交渉権者は、採択された提案をもとに、本市と仕様並びに価格等協議のうえ、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。
- ・協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがあります。なお、優先交渉権者と協議が調わない場合は、次の優先交渉権者と協議を行います。
- ・本業務の受託者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。

○契約保証金を納付する場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納めていただきます。

○契約保証金を免除する場合

- ・履行保証保険の契約をするとき
契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。
- ・本市財務規則第110条第3号または第6号の規定に該当すると本市が認めたとき

9. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費(提案書の作成・提出及びプレゼンテーションに関する費用、旅費等)は、応募者の負担とします。
- ・委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ・本公募案件に関して市職員への接触を禁じます。
- ・審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ・応募書類等の作成およびその他の手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。
- ・両センターとも、施設の老朽化等による設備改修工事がある場合、事業を休止することがあります。

10. 問い合わせ先

豊中市立人権平和センター豊中 事業推進係
住 所：豊中市岡町北3-13-7
電 話：06-6841-1313 FAX：06-6841-1310
E-mail：toyojinken@city.toyonaka.osaka.jp